

戦没者のご遺族の皆様へ  
第十回特別弔慰金が支給されます

●対象者

戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日現在において公務扶助料や遺族年金などを受けとる方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人が対象となります。

1. 弔慰金の受給権者
2. 戦没者等の子
3. ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹（戦没者等と生計関係を有していなかった方などは除かれます）
4. 上記3以外の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
5. 上記1から4以外の3親等内の親族（戦没者等の死亡時まで、引き続き1年以上生計関係を有していた方に限られます）

●支給内容 額面50万円 5年償還の記名国債

●申請期間 平成30年4月2日まで

●請求窓口 健康福祉課福祉係（戦没者が白鷹町出身であっても、請求者が町外にお住まいの場合は、お住まいの市町村が窓口となります。）

●下記の日程で、各地区説明会を開催します

対象地区	日程	時間	会場
蚕桑地区	8月4日(火)	午前10時～	蚕桑地区コミュニティセンター
鮎貝地区	8月4日(火)	午後2時～	鮎貝地区コミュニティセンター
荒砥地区	8月5日(水)	午前10時～	健康福祉センター
東根地区	8月5日(水)	午後2時～	東根地区コミュニティセンター
十王地区	8月6日(木)	午前10時～	十王地区コミュニティセンター
鷹山地区	8月6日(木)	午後2時～	鷹山地区コミュニティセンター

■問い合わせ

健康福祉課福祉係 ☎86-0111

## 国民健康保険の限度額適用認定証等の手続きについて

国民健康保険の方の医療費が高額になると見込まれる場合、「限度額適用認定証」（町民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）を医療機関等の窓口で提示すると、保険診療分の医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。

認定証の交付には、申請が必要となり、申請した月から有効となります。交付を受けたら、忘れずに医療機関等の窓口で提示してください。

\*対象者 70歳未満の方

70歳～74歳の町民税非課税世帯の方

\*申請窓口 役場1階 町民課2番受付

\*持ち物 国民健康保険被保険者証・印鑑

※平成27年度の町民税非課税世帯の方で平成26年8月1日以降に90日を超える入院をされた方はその領収書等（入院日数がわかるもの）も持参ください。

《すでに認定証の交付を受けている方へ》

現在お持ちの認定証の有効期限は、平成27年7月31日までとなっています。8月以降も継続して入院される等で認定証が必要な方は、更新の手続きをしてください。7月31日までに更新の手続きをされた方には、8月上旬に郵送します。

※70～74歳で町民税課税世帯の方は、認定証がなくても、支払いは一定の限度額までとなるため申請の必要はありません。

※国民健康保険以外の方は加入している健康保険協会、健康保険組合等にお問い合わせください。

■問い合わせ

町民課国保医療係 ☎85-6130